

災害などで納税に困ったとき

税金は納期限までに納めなければなりません。災害により被害を受けたときなどは、その実情によって、減免・猶予などが適用される場合があります。

● 県税の減免

次の県税について、減額または免除されることがあります。

- 1 個人の県民税
個人の市町村民税が減免された場合
 - 2 個人の事業税
災害により事業用資産、住宅（自己の居住の用に供するものに限ります。）、家財に被害を受けた場合
 - 3 不動産取得税
 - (1) 取得した不動産がその取得直後に災害により滅失または損壊した場合
 - (2) 災害により不動産が滅失または損壊し、それに代わる不動産を被災後3年以内に取得した場合（(1)により減免されている場合には適用されません。）
 - 4 自動車税
天災により被害を受け、その自動車の運行が不能となった場合
- ※ その他の県税についても、災害を受けたときに減額または免除される場合があります。

■ 申請

減免を受けるためには、申請が必要です。

● 納税相談

県税を一時に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。

詳しくは、県税事務所の納税課にご相談ください。

■ 徴収の猶予

次の1～4の場合で、県税を一時に納付することができないと認められるときには、申請をすることにより、徴収の猶予が認められる場合があります。

猶予される期間は、1年以内（事情により最高2年まで）です。

なお、徴収の猶予が認められた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- 1 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき
 - 2 本人や生活を共にする親族が病気や負傷をしたとき
 - 3 事業に大きな損失を受けたとき
 - 4 事業を廃業または休業したとき
- ※ 猶予期間中は、延滞金の一部または全部が免除されます。
- ※ 財産の差押えが猶予されます。

■ 申請による換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合などで、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、申請をすることにより、換価の猶予が認められる場合があります。

猶予される期間は、1年以内(事情により最高2年まで)です。

なお、猶予が認められた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- ※ 申請の対象となる県税以外で県税の滞納がある場合は、換価の猶予を受けられません。
- ※ 猶予期間中は、延滞金の一部が免除されます。
- ※ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。
- ※ 換価の猶予には、上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

■ 申請手続

提出する書類

- 1 「徴収猶予申請書」または「換価猶予申請書」
 - 2 「財産収支状況書」および、その記載内容を証する書類
 - 3 担保の提供に関する書類
 - 4 災害などの事実を証する書類(徴収の猶予の場合)
- ※ 申請をした場合でも、猶予の承認を受けられない場合があります。
 - ※ 分割納付計画どおりに納付されなかった場合などは、猶予が取り消されることがあります。

申請の期限

- 1 徴収の猶予
申請の期限はありませんが、猶予を受けられる期間は承認の後となります。
- 2 申請による換価の猶予
猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内です。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

ただし、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や、猶予を受ける期間が3か月以内である場合には、担保を提供する必要はありません。

担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債や県税事務所が認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、保険に付した建物
- ・ 県税事務所が確実と認める保証人の保証

● 納期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、納期限までに納税や申告などができないときには、その期限が延長されます。延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

▶ 東日本大震災に関する県税の措置について

東日本大震災により被害を受けられた方で、一定の要件に該当するときは、非課税となったり減免などを受けられる場合があります。

詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」の「東日本大震災の被災者にかかる県税の取扱いについて」をご覧ください。